

（質問第百八号） 昭和二十二年十一月四日配付

パリテイ計算による米價決定に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十月三十一日

参議院議長 松平恒雄殿

三好 始

パリテイ計算による米價決定に関する質問主意書

質問第九十一号「米價決定におけるパリテイ計算に関する質問主意書」に対する政府の答弁（内閣参甲第一〇八号）は極めて明瞭な趣旨の質問に答えず、且見当外れの答弁をしている部分もあつて、政府の態度を甚だ遺憾とするものである。特に左の二点につき重ねて質問致したい。

一、質問第九十一号における質問の第一点は、昭和二十一年産米價がパリテイ計算によつて五百五十四と決定されたが、計算当時採用した農家購入品目の値上りによる均衡破綻の状況がどうなつたかを尋ねてゐるのである。即ち同一品目、同一計算方法で昭和二十二年一月、五月、九月の冬期をとつてパリテイ計算した場合、米價は夫々いくらになるかを質問したのであるが、全然答弁されていない。かゝる態度は、國会法による質問を軽視するものといわざるを得ない。右に関する政府の再答弁を要求致したい。

二、パリテイ計算による米價決定に当り「將來における他物價の値上りを見込むことは、將來に生ずる物價騰貴を現在に招來することであつて、インフレを助長するものであるから、現在の物價水準に基いて

米價を決定せねばならぬ。」ことは答弁されるまでもなく解つてゐるし、こんな答弁を必要とするような質問もしていないことは、質問書をよく読めば明らかである。私が質問第九十一号全体を通じて主として質問しているのは、物價体系の机上の確立そのものは必ずしも現実的なインフレーション停止の保障を意味するものでないから、將來物價が値上りになる場合、既に受取つてゐる供出代金で一年間の支出をまかなう農家經濟を如何に保障するかを聞いているのである。米價決定に際しての將來の値上りの考慮ではなく、決定後の事情變更に対する考慮の問題なのである。

これに対し、答弁の第三項は「物價体系に根本的な變更を見るような場合は、米價に対しても必要により……改訂を行い、再生産に支障を生ぜしめないよう措置することは当然である」と答えているのは諒解できる。然して右「改訂」は、かつて米穀統制法時代、公定米價の改訂を行つた（昭和十四年）のとは本質的に意義を異にするから、既に支拂つてゐる供出代金の追加支拂と解釈しなければならぬと思ふが如何。